

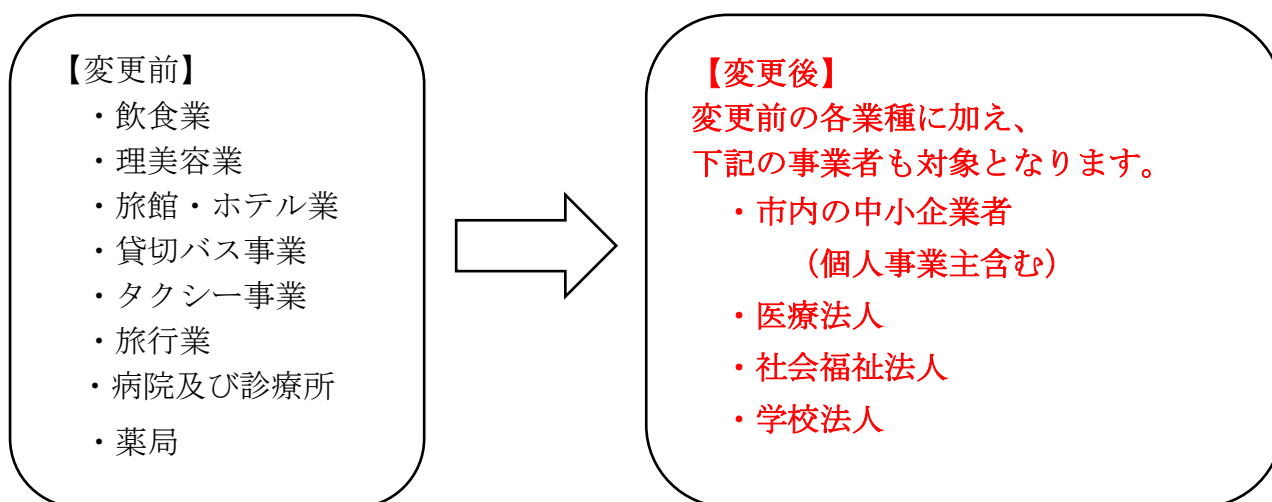
申請期間延長および対象事業者の拡大

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている事業者に対し、事業継続のための感染予防対策の経費等に対し給付金を支給します。

○対象者

※対象事業者を限定せず、市内全事業者を対象としました。



○申請期間 【変更前】令和2年10月1日～令和2年12月25日



【変更後】令和3年2月1日～令和3年3月15日(当日消印有効)

※原則郵送

※すでに支給をされている方の重複申請はできません。

※変更前の対象事業者で、申請期間までに申請ができなかった方も対象となります。

○給付及び給付の額

1事業者につき1回限り、10万円を給付。

※事業者が複数の事業を行っている場合も、給付金は同額とする。

～ 対象要件及び問い合わせ先は裏面をご参照ください。～

○対象要件

以下の要件を、全て満たす事業者であること。

- ◆市内に本店及び事業所(仮設、臨時、その他の設置が恒常的でないものを除く)を有し、市内で事業を営む者であって、今後も事業を継続する意思を有していること。
- ◆事業所において感染予防対策を実施し、いばらきアマビエちゃんの登録がなされていること。
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う事業者でないこと。
- ◆桜川市暴力団排除条例に定める暴力団等でないこと。
- ◆市税等に未納がないこと。

○申請書類(桜川市ホームページからダウンロードできます)

- ①申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③事業に必要な許可・届出書等の写し
- ④市内に本店等を有し、市内で事業を営んでいることを確認できる書類の写し
- ⑤いばらきアマビエちゃんの登録が確認できる写し(感染防止対策宣誓書)
- ⑥市税等納付状況に関する承諾書
- ⑦振込先通帳等の写し
- ⑧債権者登録申出書(口座振替払申請書)

【申請窓口・問合せ】

桜川市役所 商工観光課

〒300-4495 桜川市真壁町飯塚 911 番地

電話：0296 (55) 1111